

第8回教育委員会

令和3年5月25日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第49号

「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に
関する規則」の一部改正について

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

本市では、児童・生徒が就学する市立の小・中学校について、住所による通学区域に基づいて指定しているが、子どもや保護者が意見を述べ、学校を選択できることや開かれた学校づくりを推進する観点などから、各区において学校選択制や指定校変更を実施している。

令和4年4月に、義務教育学校の生野未来学園（林寺小、生野小、舍利寺小（一部）、西生野小、生野中を再編）、小中一貫校の大池小学校（大池小、舍利寺小（一部）を再編）、及び田島南小学校（田島小、生野南小を再編）が開校することに伴い、義務教育学校を本規則の対象とする規定整備を行うとともに、学校の設置又は廃止に伴う指定校変更を区が実施できるようにするため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 義務教育学校の設置に伴う規定整備

義務教育学校の生野未来学園が設置されることに伴い、義務教育学校においても学校選択制及び指定校変更の適用ができるよう、必要な改正を行う。（規則名称、第1条、第2条第2号、第6条第2項、第13条第4号、同条第8号、第15条第1項第2号、第17条第4号関係）

(2) 学校の設置又は廃止に伴う新たな区指定校変更基準の設置

学校の設置又は廃止に伴う通学区域又はその他の変更が生じる場合に、区が指定校変更を実施できるよう、必要な改正を行う。（第15条第1項第5号関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第49号

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>大阪市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>における就学すべき学校の指定に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大阪市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）の児童生徒及び就学予定者（以下「児童生徒等」という。）について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項（令第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく就学すべき学校（以下「就学校」という。）の指定、学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第15条の規定に基づく保護者の意見を聴取する手続並びに指定した学校を変更することができる場合の要件及び手続並びに令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	<p>大阪市立小学校<u>及び中学校</u>における就学すべき学校の指定に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大阪市立小学校<u>及び中学校</u>（以下「学校」という。）の児童生徒及び就学予定者（以下「児童生徒等」という。）について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項（令第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく就学すべき学校（以下「就学校」という。）の指定、学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第15条の規定に基づく保護者の意見を聴取する手続並びに指定した学校を変更することができる場合の要件及び手続並びに令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔(1) 略〕

(2) 就学予定者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校又は義務教育学校に就学させるべき者（大阪市立児童院、大阪市立弘濟みらい園、大阪市立弘濟のぞみ園、大阪市立阿武山学園及び大阪市立長谷川羽曳野学園に入所している者を除く。）並びに義務教育学校の後期課程に進級する者をいう。

〔(3)～(7) 略〕

（学校選択の手続）

第6条 〔略〕

2 義務教育学校の前期課程を修了する者は前項に規定する手続によることなく、当該学校の後期課程に進級することができる。

（指定校変更の要件）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、就学校の指定を変更（以下「指定校変更」という。）するものとする。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校又は義務教育学校の前期課程に就学を希望する場合

第2条 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 就学予定者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者（大阪市立児童院、大阪市立弘濟みらい園、大阪市立弘濟のぞみ園、大阪市立阿武山学園及び大阪市立長谷川羽曳野学園に入所している者を除く。）をいう。

〔(3)～(7) 同左〕

（学校選択の手続）

第6条 〔同左〕

〔新設〕

（指定校変更の要件）

第13条 〔同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校に就学を希望する場合

<p>[(5)～(7) 略]</p> <p>(8) 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、<u>小学校又は義務教育学校の前期課程</u>就学予定者及び児童に限る。</p> <p>[(9)～(15) 略]</p> <p>(区が設定可能な指定校変更の要件)</p> <p>第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、指定校変更を行うことができる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 就学校として指定された<u>中学校又は義務教育学校の後期課程（義務教育学校の前期課程からの進級を含む。）</u>に希望する部活動がない場合で、当該部活動を行う<u>中学校又は義務教育学校の後期課程</u>に就学を希望する場合</p> <p>[(3)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合</u></p> <p>[2～5 略]</p> <p>(区域外就学の承諾の要件)</p> <p>第17条 区長は、市外に住所を有する児童生徒等の保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受入可能な学校に就学を希望するときには、当該学校への就学を承諾するものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難である</p>	<p>[(5)～(7) 同左]</p> <p>(8) 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、<u>小学校就学予定者及び児童</u>に限る。</p> <p>[(9)～(15) 同左]</p> <p>(区が設定可能な指定校変更の要件)</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 就学校として指定された<u>中学校</u>に希望する部活動がない場合で、当該部活動を行う<u>中学校</u>に就学を希望する場合</p> <p>[(3)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p>(区域外就学の承諾の要件)</p> <p>第17条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難である</p>
--	--

<p>ため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の<u>小学校</u>又は義務教育学校の前期課程に就学を希望する場合</p> <p>[(5) 略]</p>	<p>ため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の<u>小学校</u>に就学を希望する場合</p> <p>[(5) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。